

猪苗代町観光誘客支援金Q & A

Q 1 大人・小人の支援額は同額か。

⇒ 同額です。ただし、宿泊料が支援額を下回る場合や、小学生未満の場合は対象外です。

Q 2 同じ宿泊施設に連泊した場合も対象か。

⇒ 同じ宿泊施設に連泊しても1泊になります。町内の異なる宿泊施設を利用して2泊した場合は、2泊となります。

Q 3 リフト券とセットの宿泊販売も対象か。

⇒ 有料の宿泊が伴えば対象となります。

Q 4 国立磐梯青少年交流の家の宿泊は対象になるか。

⇒ 対象になりません。

Q 5 8月、10月、年末年始を除いている理由は。

⇒ 集客の難しい時季の底上げを図るためです。

Q 6 週末期と平日期を分けている理由は。

⇒ 集客の難しい平日期の底上げを図るためです。

Q 7 支店単位での申請は可能か。その場合は申請や振込み等はどうなるか。

⇒ 支店単位での申請は不可で、会社で申請窓口を一本化していただく必要があります。振込口座も一箇所のみとなります。お手数をお掛けしますが、申請窓口部門で、各支店の実績を取りまとめ、支店への配分をお願いします。なお、仕入、造成部門が申請窓口になるのが望ましいです。

Q 8 交付申請書に募集チラシ、パンフレットを添付する意味は。

⇒ 最少催行人数等をチラシ等で確認するためです。

Q 9 交付申請書等の提出は、電子メールやファックスでもよいか。

⇒ 交付申請書等は、押印（会社印及び代表者印）していただくため、必ず原本を郵送願います。

Q 10 当初の申請から予約人数が増加した場合は、いつ申請すればよいか。

⇒ 変更については速やかに支援金変更（中止）承認申請書を提出願います。

Q11 実績報告は、毎月10日必着だが、土日にあたる場合はどのようにするのか。

⇒ 翌営業日で結構です。

Q12 宿泊の確認方法はどうか。

⇒ 実績報告書に添付していただく実績人数報告書（兼宿泊証明書）を基に、猪苗代町が各宿泊施設に確認し宿泊証明を受けます。

Q13 支援金の振込みはいつか。

⇒ 宿泊施設の確認が取れば、実績報告書提出月の翌月に振込みます。

Q14 大手旅行会社が造成したツアー商品を提携会社が販売した場合、どちらが交付申請できるのか。

⇒ 販売した提携会社が交付申請をすることができます。

Q15 この支援制度は、猪苗代町又は猪苗代町観光協会が実施する他の補助制度と併用は可能か。

⇒ 教育旅行支援事業、外国人誘客支援事業、プレミアム付旅行券「猪苗代町ハッピートラベルチケット」、いなチケ、ゆきいち券などとの併用は全て不可です。

Q16 この支援制度は、東京都や福島県等が実施する補助制度と併用は可能か。

⇒ 本制度は併用可です。ただし、東京都や福島県等が実施する補助制度が併用不可であれば、どちらかを選択してください。

《お問い合わせ先》

〒969-3123

福島県耶麻郡猪苗代町字城南100

猪苗代町商工観光課

TEL : 0242-62-2117 (直通) FAX : 0242-62-5175

E-mail : syoukan@town.inawashiro.fukushima.jp